

第1条（目的）

この規程は、法令又は定款に基づき、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（構成）

- 1 理事会は、定款所定の職務を行う。
- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 3 理事及び監事は、テレビ会議システム等（Web会議、テレビ会議、電話会議その他の出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができる方法による出席を含む。）により出席することができる。
- 4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。
- 5 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

第3条（種類及び開催）

- 1 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 一般社団・財団法人法第93条第2項及び第3項に基づき、会長以外の理事から会長に招集の請求があったとき、又は当該理事が招集したとき
 - (3) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

第4条（招集）

- 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項2号前段又は第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 前条第3項第2号後段又は第3号後段に該当する場合は、会長以外の理事又は監事が理事会を招集する。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意を得て、この期間を短縮し、又は招集の手続を経ることなく開催することができる。

第5条（役員以外の者の出席）

理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席（テレビ会議システム等を含む。）を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第6条（欠席）

理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

第7条（決議事項）

1 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

（1）社員総会の招集等に関する事項

ア 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

（2）会長、副会長、専務理事、常務理事の選定

（3）組織及び人事に関する事項

ア 重要な使用人の選任及び解任

イ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

（4）財産・財務に関する事項

ア 重要な財産の処分及び譲受

イ 多額の借財

ウ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

エ 事業計画及び予算の承認

オ 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録の承認

カ 本協会が保有する株式及び出資についての議決権行使

（5）重要な業務執行に関する事項

ア 規則、規程の制定、変更及び廃止

イ 本協会の業務執行の決定

ウ 競業及び利益相反取引の承認

エ 理事会の決議による役員等の責任の一部免除

オ 責任限定契約

（6）その他法令及び定款に定める事項

2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

第8条（欠席者に対する通知）

議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

第9条（常務会）

1 本協会は、代表理事及び業務執行理事によって構成される業務執行役員会（以下「常務

会」という。)を置くことができる。

- 2 常務会の権限、運営方法については、理事会の決議により定める常務会規程の定めるところによる。

第10条 (議事録)

- 1 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印をしなければならない。
- 2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第11条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第12条 (補則)

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

<附則>

- 1 この規程は、令和2年5月8日に制定し、同日より施行する。